

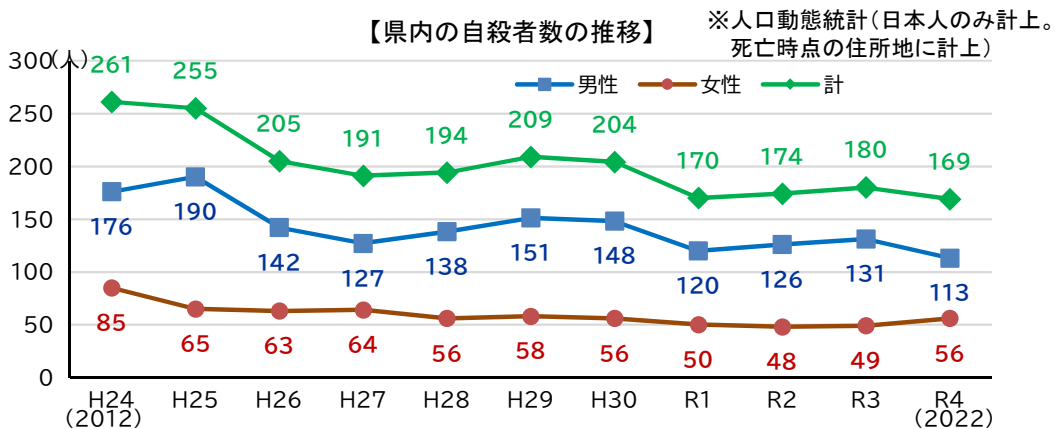
いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）について

第1章 計画策定の趣旨等

- 自殺対策基本法第13条第1項に基づき、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、都道府県の実情を勘案し策定するもの。
- 計画期間：令和6年(2024)年度から令和11年(2029)年度までの6年間

第2章 本県における自殺の現状と課題及び目標

○現状：県内の自殺者数は、減少傾向が続いている。



○課題

- ・女性の自殺者数は、令和3年から上昇傾向であり、早めに支援を講じる必要
- ・生活困窮者、性的少数者、外国人等、困難な問題を抱える人に対する相談体制の整備や支援を充実させる必要

○数値目標

	令和4年	令和11年
自殺者数	169人	→ 136人
自殺死亡率	15.5	→ 13.0

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数、全国(R4)17.4、大分県は41位

第3章 自殺対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進
 - ・生きることの「阻害要因」を減らし、社会全体の自殺リスクを低下
- 2 関連施策との有機的な連携で総合的な対策を展開
- 3 実践と啓発を両輪として推進
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成
- 4 県、市町村、民間団体等、各役割を明確化し、連携・協働して推進
- 5 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 総合的な自殺対策の推進

- ・「大分いのちの電話」の電話相談員の養成を支援
- ・自殺予防週間(9/10～9/16)等を通じた啓発や講演会の開催
- ・自殺のリスクが高い人の適切な支援と保護
- ・SNS等多様な手段による相談支援

2 こども・若者の自殺対策の推進

- ・「24時間子供SOSダイヤル」「いじめ相談メール」等による相談対応
- ・「おおいた地域若者サポートステーション」での、若者の就学や就職支援
- ・こどもや若者の不登校やひきこもりの相談等支援

3 労働者・経営者の自殺対策の推進

- ・長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業を表彰
- ・企業でのメンタルヘルス研修等に講師を派遣

4 失業者等の自殺対策の推進

- ・キャリアコンサルティング、職業相談、職業紹介などの求職者支援

5 生活困窮者の自殺対策の推進

- ・支援体制の構築及び段階的な就労訓練などの自立促進支援

6 子育て世代の自殺対策の推進

- ・産後うつ等問題を抱えるお母さんを早期に適切な支援に「つなぐ」体制づくり
- ・家庭訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、一緒に家事や育児を行う子育て支援

7 高齢者の自殺対策の推進

- ・認知症の人やその家族に対する相談支援
- ・介護者への支援

8 女性の自殺対策の推進

- ・困難な問題を抱える女性の相談について、弁護士等による法律相談等を実施
- ・配偶者暴力相談支援センターでの電話・来所・出張相談

9 性的少数者の自殺対策の推進

- ・LGBT等相談窓口を設置
- ・性的少数者への理解促進のための研修会開催等

10 外国人の自殺対策の推進

- ・大分県外国人総合相談センターでの多言語相談対応

11 評価指標一覧

第5章 自殺対策の推進体制等

資料編